

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

1 概要

我が国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険と一般地域住民を対象とする国民年金を二大支柱とし、これに特定の職域を対象とする船員保険及び5つの共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合)が加わり、国民皆年金体制が作られている。各制度の適用者数及び受給者数については、第3-1-1表にみるとおりである。

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数
(54年3月末現在) (単位:人)

	適用人員	受給権者 総数	老齢(退職) 年金	障害(廃 疾)年金	遺族(母子、準 母子、遺児、 寡婦)年金
総数	58,001,862	14,812,658	12,423,245	982,599	1,406,813
国民年金	27,803,293	5,124,009	4,747,866	198,015	178,128
厚生年金保険	24,175,195	3,758,543	2,658,687	166,951	932,905
船員保険	216,805	73,311	39,508	4,967	28,836
国家公務員共済組合	1,172,220	298,155	234,198	3,926	60,031
地方公務員等共済組合	3,078,716	572,722	466,759	7,567	98,396
公共企業体職員等共済組合	804,611	327,431	232,263	6,169	88,999
農林漁業団体職員共済組合	458,159	69,661	56,345	1,627	11,695
私立学校教職員共済組合	292,863	27,534	22,815	353	4,366

資料:総理府「社会保障統計年報」、社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権者を含む。
2. 遺族年金の受給権者数には、通算遺族年金、特例遺族年金の受給権者を含む。
3. 各共済組合は53年3月末現在である。

我が国の年金制度は、36年の国民皆年金の実現以降、厚生年金保険、国民年金ともに4回の大きな制度改善が行われてきた。特に51年度には、48年度に続いて財政再計算による年金額の引上げ、在職老齢年金の支給制限の緩和、障害年金、遺族年金の通算制度の創設等を中心とする大改正が行われた。54年度においては、53年度消費者物価上昇率が5%を下回った(3.4%)が、厚生年金、国民年金等においては、特例的に消費者物価上昇率に応じた年金額の改定を行い、また、福祉年金の大幅な引上げ、在職老齢年金及び在職通算老齢年金の支給制限の限度額の引上げ並びに遺族年金の寡婦加算額の引上げを行った。

厚生白書(昭和54年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 国民年金法等の改正

第87回国会において、国民年金法等の一部を改正する法律が5月23日に成立、5月29日に法律第36号として公布されたが、その主な改正内容は次のとおりである。

(1) 福祉年金の改善

福祉年金の年金額については、拠出制年金の物価スライドによる年金額の引上げ率3.4%を上回る引上げ率で年金額の引上げを行った。

老齢福祉年金の額は、月額1万6,500円から月額2万円に、障害福祉年金の額は、1級障害について月額2万4,800円から月額3万円に、2級障害について月額1万6,500円から月額2万円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額は、月額2万1,500円から月額2万6,000円に、それぞれ54年8月分から引き上げられた。

(2) 拠出制年金の改善

ア 物価スライドの特例措置

現行の制度においては、消費者物価上昇率が5%を超えない場合には物価スライドは実施されないことになっているが、年金受給者を取り巻く諸状況を勘案し、54年度の特例として、厚生年金保険及び船員保険については6月から、国民年金については7月から前年度の消費者物価上昇率(3.4%)に応じた年金額の引上げが行われた。

イ 厚生年金保険、船員保険の改善

在職老齢年金及び在職通算老齢年金の支給制限の限度額が54年6月から、13万4,000円から14万2,000円に引き上げられた。

遺族年金の寡婦加算額は、54年6月から子2人以上を有する寡婦の場合月額7,000円、子1人を有する寡婦の場合5,000円、60歳以上の寡婦の場合月額4,000円にそれぞれ引き上げられた。

(3) 農業者年金基金法の改正

ア 物価スライド制の改定等

1) 従来は、全国消費者物価指数が5%を超えて変動した場合に物価スライドを実施することとしてい

たが、今後は国民年金法による年金たる給付の額につき物価スライドが実施される場合には、農業者年金の年金給付の額についてもこれに準じて改定することとした。

2) 54年度においては、53年度の全国消費者物価上昇率が3.4%であったが、特例として年金給付の額の改定を行った。

イ 後継者の加入の救済措置の実施

加入時期を逸し、加入できなくなっている農業後継者について、54年7月1日から同年12月31日までの間に農業者年金基金に申し出て被保険者となることができるようにするとともに、加入期限以後の期間1月につき3,600円を55年12月31日までに納付することができることとした。

(4) 改正後の年金額

このような改正の結果、厚生年金の標準年金額(51年改正による、新たに年金を受ける20年以上加入した男子で配偶者がいる場合に受ける標準的な額)は月額10万4,483円から月額10万7,858円に引き上げられた。また、国民年金も10年年金は月額2万3,925円から2万4,742円、5年年金も同じく月額1万7,508円から1万8,108円に引き上げられた。なお、5年年金については8月から2万108円に引き上げられた。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

3 日米年金通算交渉について

我が国は本格的な国際化時代を迎え、諸外国との人的交流が盛んになるにつれ、外国に滞在する日本人及び日本に滞在する外国人に対する年金の取扱いが年金政策上の課題となってきている。

このような背景を踏まえ、54年7月1日に日本と米国の両厚生大臣が会談し、今後日米両国間で年金の相互通算に関する措置についての技術的討議を開始することが確認された。

この年金通算の問題は、米国に居住する日本人及び日本に居住する米国人の年金保険の二重適用及び保険料の二重払いを解消するとともに、両国における保険料の拠出期間を通算した年金給付を行うことを目的としている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金制度基本構想懇談会の報告

今後の高齢化社会における年金制度のあり方を検討するため、51年5月に厚生大臣の私的諮問機関として学識経験者による「年金制度基本構想懇談会」が発足し、52年12月にはそれまでの審議についての中間的な意見のとりまとめが行われた。

その後、同懇談会は更に検討を進め、54年4月に「わが国年金制度の改革の方向—長期的な均衡と安定を求めて—」と題する報告書を厚生大臣に提出した。

同懇談会はこの報告書の中で、現行年金制度は各制度間に合理的でない格差や不均衡があること、年金制度を取り巻く社会的経済的条件等が大きく変化していること、また、今後は年金制度の成熟化に伴い費用負担の増大が避けられないことなどから、長期的な展望に立った計画的な年金制度の改革が必要であるとしている。

その改革に当たっては、あくまでも、現行年金制度とのつながりなどその実現可能性に留意する必要があるとし、次の三つの考え方を今後の我が国の年金制度のあり方の基本的な原則とすべきであるとしている。

第一に、社会保険方式の年金制度か税方式の年金制度かについては、社会保険方式を原則としながら公正でかつ効率的な保障を果たすべきである。

第二に、年金制度の分立か統合かについては、分立を前提としながら制度間の不均衡の是正と財政の安定を図るべきである。

第三に、今後は個人個人が年金権を取得するケースが増大することから、世帯類型と生活実態に見合った年金保障という観点に立って、給付水準及び給付体系等について見直しを行うべきである。

また、以上の三つの基本的原則に立って、今後の改革の方向として、1)給付水準、給付体系のあり方、2)平均余命の伸長や今後の年金制度の急速な成熟化等に対処するための老齢年金の支給開始年齢の長期的段階的な引上げ、3)遺族年金の支給要件等の見直し及び有子・高齢寡婦に重点を置いた給付水準の実質的な引上げ、4)財政面では、長期的な費用負担の増加と保険料の段階的引上げ、財政調整による費用負担の共通化、各制度の年金財政計画のチェックのための年金数理委員会の設置等、5)各制度を通じた一元業務処理体制の整備、6)企業年金の普及と育成等について提言している。

更に、年金制度の改革は、その性格上長期的な計画のもとに時間をかけて段階的に行わざるを得ないことから、改革にはできる限り早期に着手し、60年代までには基本的な年金制度の改革を実施しておく必要があるとしている。このような長期的展望に立った制度改革の一環として早期の着手が必要とされる事項あるいは当面改善を急ぐべき事項として、1)支給開始年齢の引上げは早期に着手を図り、昭和70年代を目途に一定期間をかけて段階的に引き上げていく必要があること、2)遺族年金についても、支給要件の見直し等を行うとともに、その実質的な水準の引上げを図る必要があること、3)福祉年金、5年年金といった経過的年金の水準については、その財源のあり方、制度の本来的な給付水準とのバランス及び長期的な年金財政に与える影響を十分検討したうえで、適切な改善を図るべきであることなどを指摘している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金の各制度

1 拠出制国民年金

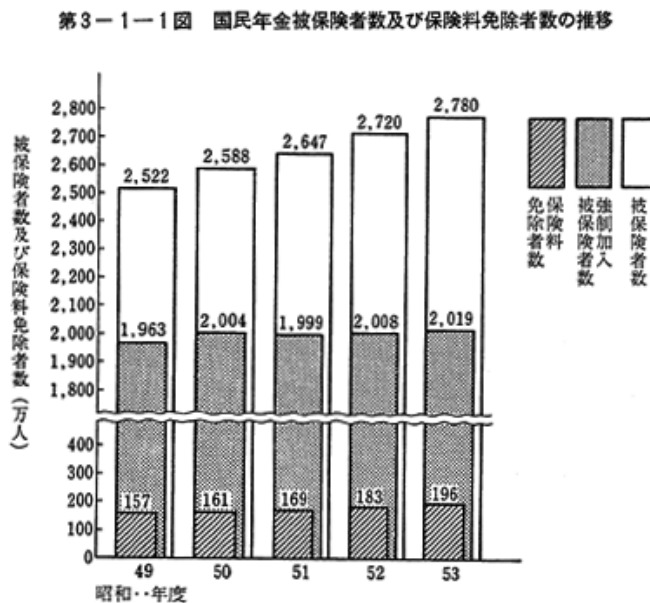
(1) 適用状況

国民年金は、厚生年金等の被用者年金制度が被保険者の適用を職場単位で行っているのに対し、被保険者を住所地において個々には握しなければならないため制度の適用普及に当たっては、他の被用者年金制度にみられない困難な問題があるが、近年における老齢年金を中心とした年金受給者数の大幅な増加が年金水準の引上げ及び年金制度のPR活動、市町村の第一線職員による適用拡大努力等によって国民の年金制度に対する関心は近年急速に高まり、適用も促進されてきた。

その状況を見ると、強制加入被保険者は、54年3月末において2,019万人で前年度末とほぼ同数であるが、任意加入被保険者は49万人増加し761万人となっている。これは、主に被用者年金加入者の妻の任意加入の増による。この結果、被保険者総数では昨年度に比べ61万人の増加となっている。

なお、54年3月末における被保険者総数は、2,780万人である(第3-1-1図)。

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移



(2) 保険料

国民年金の保険料収入は、53年度において8,391億円で、53年度4月から保険料が月額2,730円に引き上げられたこと等により、対前年度32.1%の伸びとなっている(第3-1-2表)。

第3-1-2表 国民年金保険料収納状況

第3-1-2表 国民年金保険料収納状況
(単位:100万円)

49年度	50	51	52	53
283,631	377,509	404,820	635,361	839,071

社会保険庁調べ

国民年金は、保険料が給与から源泉徴収される被用者年金と異なり、被保険者が直接保険料を納付する仕組みとされているために保険料の徴収状況如何が制度の財政に大きい影響を及ぼす。このような保険料の徴収状況を示す指標として検認率が用いられる。検認率とは、被保険者が保険料を納付すべき月数に対する実際に保険料を納付した月数の比率であって、その年度の保険料の徴収の状況を見るために使われるものである。この検認率は、53年度末において全国平均で96.2%に達している。このような高い検認率の維持は国民に対する年金制度のPRの徹底、保険料未納者に対する納付書や納付勧奨状の発行、戸別訪問による納入督促の実施など徴収体制の充実等の成果であるが、保険料の滞納により将来の年金権を損うことのないように、今後とも国民年金制度の周知啓もう、徴収体制の整備を図っていく必要がある。

(3) 保険料の免除

保険料の免除には、法定免除と申請免除の二つがある。法定免除とは、法定の事由に該当するときは当然に保険料が免除されるものであり、その該当事由は、障害年金、障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権者であるとき、生活保護法による生活扶助を受けているとき等である。申請免除とは、保険料を納付することが困難であるとする者の申請に基づき、都道府県知事の承認により保険料が免除されるものである。

53年度において保険料を免除された被保険者数は、法定免除78万人、申請免除118万人、合計196万人であって、免除対象である強制加入被保険者に対する割合は9.7%である(第3-1-1図)。

免除について年度別にその状況を見ると、49年度までは逐次その数が減少してきたが、50年度より若干増加の傾向を示している。

(4) 付加年金

付加年金は、より高い年金を受けたい人のために設けられた制度で、加入者は付加保険料を納付する必要がある。その加入は本人の任意となっているが、農業者年金基金の加入者については当然加入となっている。

53年度末における付加年金加入者数は、任意加入者が302万人、当然加入者が104万人、合計406万人であり、前年度に比べ4.9%の増加となっており、その増加は、主として任意加入者の増加によるものである。

この付加年金加入者数は、年々増加の傾向にあり、国民年金の加入者の中でより高い年金を希望する傾向が強まっているといえる。

(5) 給付

拠出制の年金給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金があり、その受給状況をみると第3-1-3表のとおりである。

第3-1-3表 国民年金受給権者数及び給付額の推移

第3-1-3表 国民年金受給権者 数及び給付額の推移

		総 数	老 齢 年 金	通算老齢年金	障 害 年 金	母 子 年 金	準母子年金	遺 児 年 金	寡 婦 年 金
受給権者数(人)	49年度末	1,702,250	1,382,263	49,362	110,162	129,215	132	6,451	24,665
	50	3,119,058	2,730,824	87,541	133,716	129,208	148	6,388	31,233
	51	3,876,727	3,395,493	155,451	154,353	127,992	159	6,260	37,019
	52	4,505,187	3,919,716	233,415	176,231	127,888	167	6,102	41,668
	53	5,124,009	4,426,350	321,516	198,015	126,974	174	6,016	44,964
給付額(万円)	49年度末	276,287	197,259	3,589	35,868	36,730	37	1,316	1,488
	50	571,026	462,374	7,237	52,806	44,602	51	1,586	2,369
	51	811,087	669,172	13,529	70,836	52,321	64	1,829	3,326
	52	1,022,840	850,818	20,537	88,140	57,032	73	1,975	4,264
	53	1,232,912	1,031,476	28,518	105,362	60,293	81	2,070	5,111

社会保険庁調べ

(注) 受給権者、給付額には支給停止のものも含む。

46年度から支給が開始されている老齢年金はいわゆる10年年金と呼ばれる老齢年金が中心であるが、更に50年2月からはいわゆる5年年金と呼ばれる老齢年金、また50年7月からはいわゆる再開5年年金と呼ばれる老齢年金の支給が開始され、受給権者は飛躍的に増加している。

これらの大半は国民年金創設時に高齢であった任意加入グループの年金である。

なお、51年4月からは制度開始時に50歳未満であった強制適用グループが65歳に達したことによって本来年金の支給が開始されたが、今後毎年1歳ずつ強制加入グループが老齢年金受給権者に組み込まれていくため、年金受給権者は今後急速な増加が予想されている。

なお、年金受給権者は53年度末は約512万人で、52年度末に比べ137%増加しているが、その主な要因は老齢年金受給権者数の増加である。年金給付費は、53年度末現在で1兆2,329億円で、対前年度比20.5%の伸びとなっている。

(6) 福祉施設

国民年金においては、本来の保険給付のほか、被保険者、被保険者であった者及び年金受給権者の福祉の増進を図ることを目的として、全国に24か所の国民年金保養センターを設置しているほか、国民年金中央会館を設置(東京都内)し、54年10月にオープンしたところである。

(7) 財政

国民年金においては、被保険者の納付する保険料のほかに、国は、年金の本来部分の給付に要する費用の3分の1に相当する額、制度発足時に一定年齢以上であった者に対するかさ上げ部分の2分の1に相当する国庫負担を行うほか、保険料免除期間についてはその期間に係る給付費全額及び付加年金給付費の4分の1に相当する国庫負担を行うこととしている。

このように国民年金の国庫負担割合は、保険料の事業主負担に見合う部分がないこと等もあって被用者年金よりも高くなっている。

国民年金については、今後被保険者数の増加傾向はあまり見込まれないのに対し、年金受給権者数は今後の制度の成熟化に伴い、53年度末の約512万人に対し60年度には約1.5倍となることが予想されている。

国民年金は41年度以後、賃金や生活水準の上昇に合わせ、幾度かの改定が行われその給付水準は大幅に引き上げられてきた。

一方、40年代後半に入り老齢年金及び通算老齢年金の受給者が発生し、その後短期間に急激な増加を示してきたことの影響により特に老齢年金の受給者が急増した50年代に入ってから国民年金の財政ひっ迫が問題とされるに至った。このような状況の中で収支のバランスをとり、健全な財政運営を行うためには、長期的な拠出、給付の計画に立脚し、漸進的に拠出水準を高めていくことについて国民の合意を得る必要がある。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給者及び年金額

福祉年金には、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金がある。

これらの給付は、全額国庫負担で賄われている。福祉年金の額は、第3-1-4表のとおりほぼ毎年引き上げられている。

53年9月末における老齢福祉年金の受給者数は約367万2,000人であり、これは70歳以上人口約609万8,000人(総理府統計局推計)の約60.2%に相当している(第3-1-2図)。しかし、老齢福祉年金は、国民年金制度創設時(36年4月1日)50歳以上で拠出制度に加入できなかった人に支給されるものであり、その受給者数は今後減少を続け70歳以上人口についても拠出制年金受給者の割合が増加していくことが見込まれている。

第3-1-4表 福祉年金額(月額)の引上げ経過

第3-1-4表 福祉年金額(月額)の引上げ経過

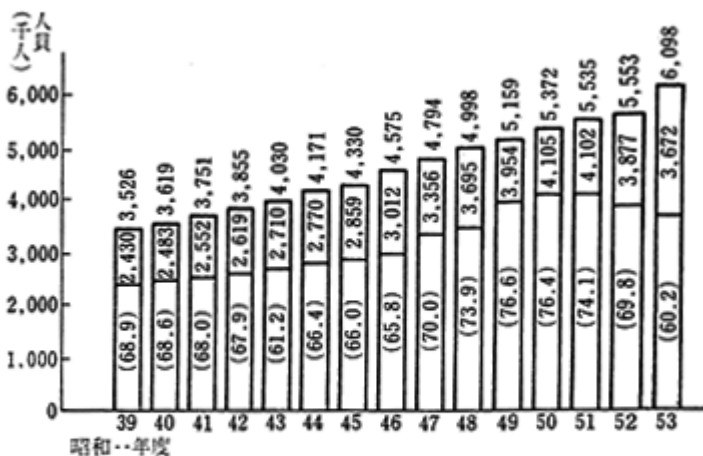
(単位:円)

	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
(制度発足時)				
34.11.1	1,000	1,500	1,000	
36.4.1				(創設) 1,000
38.9.1	1,100	1,800	1,300	1,300
40.9.1	1,300	2,000	1,500	1,500
42.1.1	1,500	2,200	1,700	1,700
43.1.1	1,600	2,500	2,000	2,000
43.10.1	1,700	2,700	2,200	2,200
44.10.1	1,800	2,900	2,400	2,400
45.10.1	2,000	3,100	2,600	2,600
46.11.1	2,300	3,400	2,900	2,900
47.10.1	3,300	5,000	4,300	4,300
48.10.1	5,000	7,500	6,500	6,500
		(2級創設)		
49.4.1		5,000		
49.9.1	7,500	1級 11,300 2級 7,500	9,800	9,800
50.10.1	12,000	1級 18,000 2級 12,000	15,600	15,600
51.10.1	13,500	1級 20,000 2級 13,500	17,600	17,600
52.8.1	15,000	1級 22,500 2級 15,000	19,500	19,500
53.8.1	16,500	1級 24,800 2級 16,500	21,500	21,500
54.8.1	20,000	1級 30,000 2級 20,000	26,000	26,000

厚生省年金局調べ

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



社会保険庁調べ

- (注) 1. 受給者数は、各年度とも9月末現在である。
 2. ()内の数字は70歳以上人口のうち老齢福祉年金受給者の占める割合を示す(%表示)。

また、障害福祉年金は、当初、視聴覚障害及び肢体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象としていたが、その後、支給要件の緩和や支給対象の拡大が行われ、結核や精神障害、心機能障害、肝臓疾患等いわゆる内

部障害をその支給対象に加え、更に、事後重症制度(障害の程度が最初は軽くとも、それが後に悪化したとき障害福祉年金を支給する制度)も取り入れられたので、受給者数は毎年増加し、53年度末現在では約55万9,000人である。

母子福祉年金及び準母子福祉年金は、その役割を拠出制の母子年金及び準母子年金に譲り、既存の受給者は、その支給要件となる子、孫又は弟妹が年齢要件に該当しなくなるため年々減少してきており、現在では拠出年金を補完する役割をになっている。53年度末の受給者は約3,000人となっている。

なお、53年度末における福祉年金の受給者の総数は約412万人である。

(2) 支給停止

福祉年金は、全額国庫の負担によって支給するところから限られた財源で効果的に所得保障を図ろうとする趣旨で、幾つかの支給制限の措置が取られている。

これを大別すれば、1)一定額以上の所得を有することによるものと2)他の公的年金を受けることによるものとに二分することができる。

53年度末現在の受給権者456万人中、支給停止条件に該当し、福祉年金の支給を停止されている者は44万人、9.7%である。

ア 所得による支給停止

受給権者本人、その配偶者又は受給権者の生計を維持する扶養義務者の前年における所得が一定の額以上である場合その年の8月から翌年の7月まで福祉年金の全額を支給停止することとされている。

所得による支給停止の基準額は、54年度は本人所得制限については、夫婦で年収200万2,000円から208万円に引き上げ、扶養義務者及び配偶者所得制限の限度額については6人世帯で年収876万円に据え置きとした。

イ 公的年金受給による支給停止

厚生年金保険、恩給等の他の公的制度から年金による保障を受けている者に対しては福祉年金の支給を停止することとされている。

公的年金受給による支給停止の基準は、厚生年金保険や普通恩給等一般の公的年金を受給している場合と増加恩給や公務扶助料等のうち戦争公務に基づく公的年金を受給している場合とでは異なっている。すなわち、一般の公的年金を受給している場合には、その公的年金の額が41万円(54年7月分まで37万円)を下回るときには41万円と当該公的年金との差額が支給される。

また戦争公務に基づく公的年金を受けている場合には、その負傷し、又は死亡した当時の階級が大尉以下の旧軍人及びこれに相当する者又はこれらの者の遺族であるときは、福祉年金の全額が支給される。

(3) 給付費

福祉年金は、毎年4月、8月及び12月(12月については請求があった場合11月。)を支払期月として、その前月までの分を受給権者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払に要する財源は全額国庫負担で、毎年一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。

制度が発足した34年から53年度末までに約4兆1,034億円支払われているが、最近5年間をみると、第3-1-5表のとおりである。

第3-1-5表 福祉年金支払額の推移

第3-1-5表 福祉年金支払額の推移

(単位：100万円)

	49年度末	50	51	52	53
支 払 額	361,379	525,855	730,882	734,156	846,566

社会保険庁調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 適用状況

厚生年金保険の適用事業所は,毎年度2%程度増加しており,53年度末では約91万となっている。

また,被保険者数は,49年以降経済情勢の変化を反映して横ばい傾向にあり,53年度末では約2,418万人となっている(第3-1-6表)。

第3-1-6表 厚生年金保険適用状況の推移

第3-1-6表 厚生年金保険適用状況の推移

	事業所数	被 保 険 者 数				
		合 計	第 1 種 (一般男子)	第 2 種 (女 子)	第 3 種 (坑内夫)	第 4 種 (任意継続 被保険者)
49年度末	835,472	23,654,487	16,112,302	7,454,998	42,092	45,095
50	854,933	23,648,575	16,157,754	7,392,498	40,271	58,052
51	876,009	23,846,918	16,292,288	7,451,719	38,808	64,103
52	891,792	23,902,678	16,353,038	7,434,154	38,279	77,207
53	913,505	24,175,195	16,528,091	7,519,729	35,254	92,121

社会保険庁調べ

(2) 標準報酬及び保険料

標準報酬は,保険給付額及び保険料額の算定基礎となるものである。標準報酬月額は,被保険者の受ける報酬の月額をもとにして決められる。53年度は,第1種被保険者19万603円,第2種被保険者10万5,359円,第3種被保険者22万6,507円となり,その平均は,16万4,038円となっており,対前年度伸率は第1種被保険者5.4%,第2種被保険者6.2%,第3種被保険者4.9%となっている(第3-1-7表)。

第3-1-7表 厚生年金保険標準報酬月額の推移

第3-1-7表 厚生年金保険標準報酬月額推移

(単位:円)

	第4種以外の被保険者				第4種被保険者 (任意継続被保険者)
	平均	第1種 (一般男子)	第2種 (女子)	第3種 (続内夫)	
49年度末	111,268	129,682	71,238	152,586	61,391
50	122,552	141,376	81,166	167,383	73,423
51	142,944	166,641	90,848	197,733	85,619
52	155,440	180,846	99,244	216,024	96,391
53	164,038	190,603	105,359	226,507	107,019

社会保険庁調べ

保険料の額は、標準報酬月額に保険料率を乗じて計算されるが、この保険料率は、保険給付の予想額、積立金の運用利子、国庫負担の予想額等に照らして少なくとも5年ごとに再計算されることになっている。最近の再計算は51年8月に実施され、保険料率は15%引き上げられ、男子で9.1%、女子で7.3%とされた。

(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には、年金給付として、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金があり、一時金として、障害手当金及び脱退手当金がある。

年金の受給権者数は、毎年10%以上の増加を続けており、53年度末では約380万人となっている。53年度末の給付額は、前年度に比べ23%増加しており、約2兆5,026億円となっている(第3-1-8表)。

第3-1-8表 厚生年金保険受給権者数及び給付額の推移

第3-1-8表 厚生年金保険受給権者数及び給付額の推移

		総数	老齢年金	通算老齢年金	特例老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金	特例遺族年金
受給権者数(人)	49年度末	2,046,993	888,707	355,415	310	117,939	684,622	—	—
	50	2,368,263	1,031,019	474,629	289	126,396	735,930	—	—
	51	2,803,183	1,234,286	645,463	279	135,930	786,564	660	1
	52	3,286,619	1,436,307	834,567	286	151,797	852,600	11,057	5
	53	3,758,543	1,639,669	1,018,737	281	166,951	910,301	22,591	13
給付額(100万円)	49年度末	787,361	478,606	64,870	64	47,615	194,206	—	—
	50	1,112,478	688,571	103,763	74	62,270	257,800	—	—
	51	1,599,394	1,020,016	159,792	87	80,180	339,228	91	0
	52	2,037,179	1,312,421	221,056	99	99,304	402,668	1,631	1
	53	2,502,584	1,627,362	287,930	109	116,762	466,881	3,539	2

社会保険庁調べ

また、53年度末における年金受給権者1人当たりの平均年金額は物価スライドの実施によって、前年度に比べて約7%増加している(第3-1-9表)。

第3-1-9表 厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	特 例 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金	特 例 遺 族 年 金
49年度末	538,543 (44,879)	182,518 (15,210)	206,661 (17,222)	403,726 (33,644)	286,590 (23,883)	—	—
50	667,855 (55,655)	218,618 (18,218)	256,578 (21,381)	492,661 (41,055)	350,304 (29,192)	—	—
51	826,402 (68,867)	247,562 (20,630)	310,193 (25,849)	589,864 (49,155)	431,278 (35,940)	138,379 (11,532)	120,300 (10,025)
52	913,747 (76,146)	264,875 (22,073)	346,923 (28,910)	654,187 (54,516)	472,283 (39,357)	147,487 (12,290)	103,120 (8,593)
53	992,494 (82,708)	282,634 (23,553)	388,363 (32,364)	699,379 (58,282)	512,886 (42,741)	156,655 (13,055)	156,554 (13,046)

社会保険庁調べ

ア 老齢年金

53年度末における受給権者は約164万人で、前年度に比べて14%増加している。平均年金額(月額)は8万2,708円で、前年度に比べて9%増加している。

イ 通算老齢年金

受給権者は、通算年金制度が創設された36年以来、毎年度著しい増加を続け、53年度末では約102万人となっている。53年度末における平均年金額(月額)は2万3,553円で、前年度に比べ7%増加している。

ウ 特例老齢年金

特例老齢年金は、旧陸軍共済組合等の組合員であった者について、その旧共済組合員期間も含めて受給資格期間をみることにによって支給される年金である。53年度末における受給権者は281人、平均年金額(月額)は3万2,364円である。

エ 障害年金

53年度末における受給権者は約17万人で、前年度に比べて10%増加している。平均年金額(月額)は5万8,282円で、前年度に比べて7%増加している。

オ 遺族年金

53年度末における受給権者は約91万人で、前年度に比べて7%増加している。平均年金額(月額)は4万2,741円で、前年度に比べて9%増加している。

カ 通算遺族年金

通算遺族年金制度は、51年10月から設けられた新しい制度であり、通算老齢年金を受ける資格のある者が死亡したときに、その遺族に支給されるものである。受給権者は、53年度末で2万2,604人である。平均年金額(月額)は1万3,055円である。

キ 特例遺族年金

特例遺族年金もまた、51年10月から設けられた制度であり、特例老齢年金を受ける資格のある者が死亡したときに、その遺族に支給されるものである。

ク 障害手当金

53年度における障害手当金の受給権者は751人で、受給権者1人当たりの平均額は99万3,036円である。

ケ 脱退手当金

53年度における脱退手当金の受給権者は1万2,186人で毎年度減少傾向を示している。受給権者1人当たりの平均受給額は8万6,902円である。

(4) 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほか、被保険者、被保険者であった者及び年金受給者の福祉の増進を図ることを目的として、次の福祉施設を設けている。

- ア 厚生年金病院10か所
- イ 厚生年金会館4か所
- ウ 厚生年金健康文化センター4か所
- エ 厚生年金総合老人ホーム3か所
- オ 厚生年金老人ホーム34か所
- カ 厚生年金スポーツセンター4か所

(54年7月現在)

(5) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と事業運営に要する事務費に大別される。前者は、主として保険料と積立金から生じる利子収入によって賄われるが、更に20%の国庫負担がある。後者は、その全額が国庫負担により賄われている(第3-1-10表)。

第3-1-10表 厚生年金保険収支状況

第3-1-10表 厚生年金保険収支状況

(単位：100万円)

	49年度	50	51	52	53
取 入 総 額	2,661,255	3,136,960	4,040,829	4,959,433	5,476,151
保 険 給 付 料	1,930,700	2,021,975	2,807,255	3,458,246	3,717,578
国 庫 負 担 金	136,147	173,757	251,155	356,858	419,561
事 務 費	11,773	14,874	18,123	18,597	20,838
給 付 費	124,374	158,883	233,032	338,261	398,723
利 子 収 入	586,023	750,987	923,535	1,131,503	1,321,542
そ の 他 の 取 入	8,385	10,241	8,884	12,825	17,470
支 出 総 額	710,019	988,845	1,408,340	1,895,084	2,338,739
保 険 給 付 費	682,750	953,740	1,365,142	1,844,897	2,270,519
事 務 費	12,231	15,047	19,353	21,213	23,977
福 祉 施 設 費	14,666	18,591	23,161	28,630	43,842
そ の 他 の 支 出	372	1,467	684	344	401
収 支 差 引 剰 余 金	1,951,236	2,148,115	2,632,489	3,064,349	3,137,413
翌 年 度 へ 繰 越 し	4,666	2,100	3,696	6,050	3,302
積 立 金 に 繰 入 れ	1,946,570	2,146,015	2,628,793	3,058,299	3,134,111

厚生年金保険の将来の姿を見通すと、85年には、老齢年金の受給権者は、現在の5.4倍、また、年金給付費は、今後の物価や賃金の変動を織り込まない現在価格でも約9.0倍になると見込まれる。したがって、厚生年金保険の財政問題を考えるに当たっては、現状ばかりでなく、将来の給付費の大きさを重視しなければならず、長期的な展望に立った適正な負担のあり方について国民の合意を得る必要がある。

(6) 厚生年金基金

厚生年金基金は、政府管掌の厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行うことを目的として企業等の事業主の発意により、厚生大臣の認可を受けて設立される特別法人である。

基金は、従業員1,000人以上の企業が単独に、又は合わせて従業員が1,000人以上となる幾つかの企業が共同して設立することができるが、その企業等の労使の合意が必要とされており、54年7月1日現在では969基金、561万人を超える加入員を擁するに至っている。

基金設立の態様をみると、969基金のうち、単独企業による単独設立が405基金で42%を占め、親企業と子企業という二つ以上の関連企業による連合設立が338基金で35%、同種同業の多数の中小企業による総合設立が226基金で23%となっている。

母体企業の業態別状況は第3-1-11表のとおり機械器具製造業、卸売、小売業等が多い。

第3-1-11表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第3-1-11表 企業業態別厚生年金基金設立状況 (54年7月1日現在)

業 態	基 金 数	加 入 員 数	1基金当たり加入員数
水 産 業	3	5,520人	1,840人
建 設 業	45	178,019	3,956
食料品製造業	43	180,601	4,200
繊維製品製造業	64	272,684	4,261
木製品製造業	9	18,265	2,029
化 学 工 業	63	241,112	3,827
金 属 工 業	37	200,935	5,431
機械器具製造業	202	1,381,830	6,841
その他の製造業	55	281,822	5,124
卸 売・小 売 業	191	1,261,266	6,603
金 融 業	106	711,953	6,717
運 輸 通 信 業	82	478,177	5,831
サ ー ビ ス 業	69	402,885	5,839
計	969	5,615,069	5,795

厚生省年金局調べ

加入員規模別にみると、5,000人未満の基金が67%、5,000人以上の基金は33%となっている(第3-1-12表)。

第3-1-12表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

第3-1-12表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

	2,000人未満	2,000~5,000人	5,000~10,000人	10,000人以上
50 年	318(34.5)	311(33.8)	167(18.1)	125(13.6)
51	320(34.2)	321(34.3)	169(18.1)	125(13.4)
52	320(33.9)	323(34.2)	175(18.5)	126(13.4)
53	314(33.0)	326(34.2)	178(18.7)	134(14.1)
54	320(33.0)	331(34.2)	182(18.8)	136(14.0)

厚生省年金局調べ

- (注) 1. ()内の数字は%を示す。
2. 各年7月現在である。

ア 基金の給付

基金が支給する給付には、退職を支給事由とする年金給付と、脱退又は死亡を支給事由とする一時金給付とがある。

退職を支給事由とする年金給付は代行部分を上回るものでなければならないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ計算方式を用いて手厚い給付を行うもの(代行型)、この方式によるものに企業の独自性に応じた特別の額の上積みする方式を加えたもの(加算型)などがあり、第3-1-13表にみられるとおり、最近加算型の基金が漸次増加する傾向をみせている。

第3-1-13表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

	代行型	加算型	共済型
50年	547(59.4)	367(39.8)	7(0.8)
51	536(57.3)	393(42.0)	6(0.7)
52	521(55.2)	416(44.0)	7(0.8)
53	474(49.8)	469(49.3)	9(0.9)
54	466(48.1)	494(51.0)	9(0.9)

厚生省年金局調べ

- (注) 1. ()内の数字は%を示す。
2. 各年7月現在である。

年金給付の受給権者は、基金制度の歴史が浅いためまだ本格化はしていないが、漸次その数を増し、53年度末では、52万人を超えるに至っている。

イ 掛金

基金の掛金の額は完全積立方式を建前として各基金ごとにそれぞれの給付に見合った掛金率が定められている。なお、基金が設立された場合、代行部分に見合う保険料率(男子1,000分の30、女子1,000分の26)相当分は、政府に納付することを免除される。掛金の額の負担割合は事業主と加入員との折半を原則とするが、基金の設立によって政府に納付することを免れる保険料相当額を超える部分については、事業主の負担を増すことができることになっている。

ウ 標準給与

基金の給付及び掛金の計算の基礎となる標準給与の決定方法等については、厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

エ 財政

基金の運営に要する経費は、年金給付に要する経費(年金経理)と基金の事業運営に要する経費(業務経理)に大別される。

年金給付に要する経費は、掛金、利子収入及び年金給付に対する国庫負担(基金の年金給付のうち、代行部分の給付について政府管掌に見合った国庫負担が行われる。)で賄われ基金の事業運営に要する経費は、事務費掛金として全額事業主が負担するのが通例とされている。

なお、基金は、給付を将来とも賄うことができる適正な掛金が確保されているかどうかを検証し、必要な措置を講ずるため、設立後3年を経過した年度末に第1回目の財政再計算を行い、以後5年目ごとに財政再計算を行わなければならないことになっている。

オ 福祉施設

基金は、加入員及び加入員であった者に対して、本来の基金の給付を補完しこれらの者の福祉の増進を図るため、必要な福祉施設を行うことができることとされ、49年度から各基金で実施されている。

カ 厚生年金基金連合会

基金は,その中途脱退者について1か月でも加入期間があれば年金給付を支給しなければならないが,このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金の支給を目的として,基金からその者の年金給付の現価相当額の移管を受け,これによって承継した中途脱退者の年金給付の支給を主たる業務とするのが厚生年金基金連合会である。

54年7月現在までの中途脱退者数及び現価相当額は,それぞれ760万人,2,743億円である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

船員保険の年金部門の給付には、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金の各種年金と、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金及び脱退手当金があり、更に、従前の規定によって支給されるものとして、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金とがある。

なお、保険料の額は、標準報酬月額に保険料率を乗じて計算される。保険料率は、51年8月の再計算以降1,000分の106で被保険者と船舶所有者が折半して負担する。

これらの年金部門のうち、その主なものの給付状況は、次のとおりである(第3-1-14表、第3-1-15表)。

第3-1-14表 船員保険年金受給権者数及び給付額の推移

	総数	老齢年金 (通算老齢年金を含む。)	障害年金		遺族年金		寡婦、かん夫、遺児通算遺族年金	
			職務外	職務上	職務外	職務上		
受給権者数(人)	49年度末	49,319	21,979	2,519	1,645	11,429	9,330	2,417
	50	54,367	25,473	2,631	1,735	12,542	9,618	2,368
	51	60,040	29,719	2,702	1,804	13,714	9,774	2,327
	52	66,191	34,155	2,861	1,878	14,990	9,921	2,386
	53	73,311	39,508	3,040	1,927	16,333	10,024	2,479
給付額(万円)	49年度末	26,782	14,763	1,131	1,038	3,733	5,442	675
	50	36,680	20,657	1,448	1,444	5,007	7,319	805
	51	48,652	29,452	1,791	1,691	6,836	7,993	961
	52	60,090	36,400	2,101	2,132	8,162	10,254	1,041
	53	70,886	44,914	2,430	2,236	9,636	10,541	1,129

社会保険庁調べ

(注) 職務上の障害年金及び遺族年金は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けているために支給停止されている者は除いた。

第3-1-15表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額の推移(月額)

第3-1-15表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額の推移(月額)

(単位:円)

	老齢年金	通算老 齢年金	障害年金		遺族年金		寡婦, かん 夫, 遺児通 算遺族年金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
49年度末	59,221	16,522	37,432	52,598	27,219	48,605	23,277
50	72,784	19,284	45,871	69,348	33,268	63,417	28,340
51	90,798	21,883	55,230	74,804	41,537	68,151	34,393
52	100,021	23,040	61,208	94,612	45,373	86,129	36,369
53	108,394	23,971	66,613	96,680	49,166	87,630	40,629

社会保険庁調べ

(1) 老齢年金

53年度末における老齢年金の受給権者数は,前年度末に比べると約15.7%の増加であり,受給権者1人当たりの平均年金額は,前年度に比べると約6.7%の増加となっている。

(2) 障害年金

53年度末における障害年金の受給権者数は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約6.3%,職務上の事由によるものは約2.6%増加している。

また,受給権者1人当たりの平均年金額は,前年度に比べ,職務外の事由によるものは約8.8%,職務上の事由によるものは約2.2%の増加となっている。

(3) 遺族年金

53年度末における遺族年金の受給権者数は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約9.0%,職務上の事由によるものは約1.0%増加している。

また,受給権者1人当たりの平均年金額は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約8.4%,職務上の事由によるものは約1.7%の増加となっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金の各制度

5 石炭鉱業年金基金

石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業労働者の老齢又は死亡について給付を行い、これによって石炭鉱業労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資することを目的として、42年10月2日に発足した。この制度は石炭鉱業の事業主が基金の会員(53年度末現在会員数19)となり、前年の出炭量に応じて掛金(53年度から1トン当たり70円)を全額負担することによって、坑内員、坑外員に対して厚生年金保険の老齢年金給付とは別に、上積み給付を行うものである。53年度末現在、坑内員数2万1,720人、坑外員数4,953人であり、受給権者数は坑内員老齢年金6,487人、坑外員老齢年金2,843人である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金の各制度

6 農業者年金基金

農業者年金制度は、国民年金の給付とあいまって農業経営者の老後の生活を保障するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資するという農政上の要請にこたえるため、農業者年金基金法に基づき創設された制度で、その事業主体として45年10月1日、特殊法人農業者年金基金が発足した。基金は農業者年金事業のほか、離農給付金支給事業、農地売買事業、農地取得のための融資事業も行っている。

農業者年金の被保険者については、0.5ヘクタール(道南を除く北海道にあっては2ヘクタール)以上の農業経営主が当然加入、0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満(道南を除く北海道にあっては1ヘクタール以上2ヘクタール未満)の農業経営主及び当然加入者が指定する後継者が任意加入とされている。給付の種類としては、経営移譲年金、農業者老齢年金、脱退一時金及び死亡一時金がある。

農業者年金の被保険者は、53年度末111万人となっている。

49年1月から一時金給付が、51年1月からは経営移譲年金給付が開始されているが、53年度末における経営移譲年金の受給権者数は9万3,111人、53年度における一時金の支給件数は1万823件となっている。

なお、農業者老齢年金については56年1月に受給権者が発生することになっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金事業の運営

1 年金事業の主体

厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施運営は、政府管掌健康保険事業、船員保険事業及び日雇労働者健康保険事業とともに、厚生省の外局である社会保険庁が担当している。

これらの年金事業を実施するための中央の現業機関としては、社会保険庁年金保険部業務第一課及び業務第二課がある。

業務第一課及び業務第二課においては、厚生年金保険、国民年金及び船員保険の被保険者に関する記録の作成、整理及び保管を行うほか、厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金と国民年金の老齢年金、通算老齢年金及び船員保険の年金部門の裁定事務、支払事務を行っている。53年度末における被保険者記録の管理件数は1億3,354万件、53年度に行った各種年金の新規裁定件数は130万295件、支払件数は3,015万7,000件となっており、これらの新規裁定を含めた年金の支払金額は、3兆3,142億円に達している。

これらの事務は、電子計算組織を利用し一元的に処理を行っている。

また、地方の行政機関としては、各都道府県の民生主管部に保険課(部)と国民年金課(部)が設置されているほか社会保険に関する直接の窓口としての社会保険事務所が置かれている(社会保険事務所については、第1編第3章第3節「医療保険事業の運営」参照)。

保険課(部)は、厚生年金保険、政府管掌健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険事業の管理事務と、厚生年金基金、健康保険組合及び保険医療機関の指導監督事務を担当している。

また、国民年金課(部)は、国民年金事業の管理事務、同事業に関する市町村、事務組合の指導監督事務及び福祉年金の現業事務を担当している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金事業の運営

2 年金事業の推移

年金事業の指標ともいえるべき53年度末の厚生年金保険及び国民年金の被保険者数は、それぞれ2,418万人、2,780万人であり、49年度末と比較して、それぞれ2.2%、10-2%の伸び率で横ばいないし漸増している(第3-1-1図及び第3-1-6表)。

一方、53年度末の厚生年金保険及び国民年金の拠出年金の受給権者数は、それぞれ376万人、512万人であり、49年度末と比較して83.6%、201.0%の著しい伸び率を示している。特に、国民年金の拠出年金についてその傾向が顕著である。これに伴って年金に関する業務量は年々増大している(第3-1-3表及び第3-1-8表)。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金事業の運営

3 国民と年金相談

年金制度の充実とともに、国民の年金制度に対する関心と期待が高まり、年金に関する相談、照会等は年々増加の一途をたどっている(第3-1-16表)。

第3-1-16表 年金相談件数の推移

第3-1-16表 年金相談件数の推移 (単位:1,000件)

年 度	相 談 件 数	指 数
49	4,710	100.0
50	5,679	120.6
51	7,067	150.0
52	7,802	165.6
53	8,941	189.8

社会保険庁調べ

この年金相談は、国民の生涯設計の一助となるものであるので、第一線社会保険事務所における最も重要な業務の一つとなっている。

このため、各社会保険事務所に専任の年金専門官を配置するほか、非常勤の社会保険相談員を活用し、巡回相談に応じており、更に地方大都市の便利な場所に年金相談コーナーを設置するなど相談体制の整備に努めているが、社会保険庁においても電話照会や来訪相談を集中的に処理できるよう、52年4月業務課に年金相談センター(東京都杉並区高井戸西3-5-24,54年4月から業務第一課中央年金相談室となっている。)を開設している。

中央年金相談室及び各年金相談コーナーでは、年金に関する豊富な知識や経験を持っている相談専門の職員が受給者記録、高齢者被保険者記録などをディスプレイ装置(窓口装置)に即時に映し出すことによって、具体的な年金相談に応じている。

しかしながら、今後、年金受給者は飛躍的に増加することが見込まれており(第3-1-17表)、年金に関する相談業務は更に増大することとなる。このため、54年度を初年度とするおおむね3か年計画で、年金相談体制の整備をし、身近な社会保険事務所の窓口で、社会保険庁の管理する受給者記録などを即時に引き出して、個別的、具体的な年金相談に迅速的確に応ずることができるようにすることとしている。

第3-1-17表 年金受給者の将来推移

第3-1-17表 年金受給者の将来推移

(単位:1,000人)

年 度	厚 生 年 金 保 険		国 民 年 金	
	受 給 者 数	指 数	受 給 者 数	指 数
54	3,742	100.0	5,267	100.0
55	4,115	110.0	5,734	108.9
60	6,504	173.8	7,450	141.4
65	9,978	266.6	8,898	168.9
70	13,695	366.0	10,477	198.9
75	17,891	478.1	12,146	230.6
80	22,704	606.7	13,756	261.2
85	28,144	752.1	15,304	290.6

厚生省年金局推計(51年度財政再計算の結果を一部修正)

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第5節 年金積立金の運用

1 年金積立金の概要

年金積立金は、法律に基づいて資金運用部に預託され、郵便貯金をはじめ他の政府の特別会計の積立金、余裕金とともに、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

厚生年金保険及び国民年金の積立金(以下「年金積立金」という。)は、53年度決算後においては、23兆1,607億円に達している。その累積状況は第3-1-18表のとおりである。

第3-1-18表 厚生年金保険、国民年金の年金積立金の累積状況

第3-1-18表 厚生年金保険、国民年金の年金積立金の累積状況

(単位：億円)

区 分	厚生年金保険		国民年金		計	
	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額
49	19,466	101,409	2,436	16,906	21,902	118,315
50	21,460	122,869	2,315	19,221	23,775	142,090
51	26,288	149,157	△ 754	18,467	25,534	167,624
52	30,583	179,740	△ 1	18,466	30,582	198,206
53	31,341	211,081	2,060	20,526	33,401	231,607

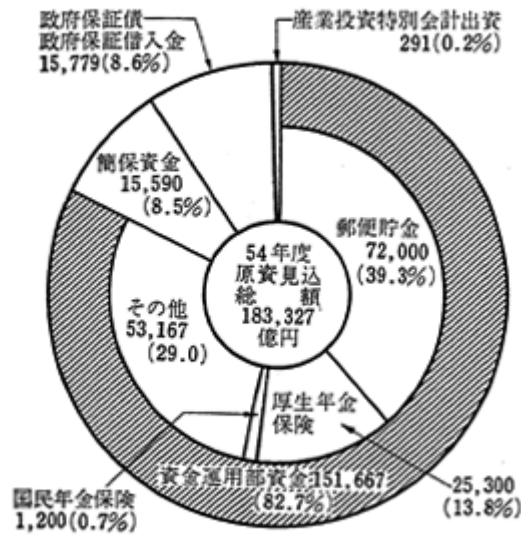
厚生省年金局調べ

財政投融资は、年金積立金をはじめ国の管理するさまざまな資金を各般の分野に長期かつ低利で融通するもので、住宅建設や生活環境施設整備等国民生活に密着した部門、あるいは中小企業等に対する融資に重点が置かれている。54年度における財政投融资計画(当初計画)は、16兆8,327億円で、政府の一般会計歳出予算額38兆6,001億円に比べると43.6%に当たり、およそ歳出予算の半分に相当している。

財政投融资の原資見込(当初計画)は、第3-1-3図のとおりで、資金運用部資金はその総額の82.7%を占め、また資金運用部資金のうち厚生年金保険と国民年金の預託額は、2兆6,500億円であり、資金運用部資金の17.5%を占めている。

第3-1-3図 財政投融资原資見込み(54年度当初見込)

第3-1-3図 財政投融资原資見込み(54年度当初見込)



大蔵省理財局調べ

年金積立金は、財政投融资計画の上で特に「年金資金等」として郵便貯金等の政府資金と区別され、その使途が明らかにされている。

財政投融资計画における年金資金等の使途については、国民生活の安定向上に直接役立つ(1)住宅、(2)生活環境整備(上下水道等)、(3)厚生福祉(病院、福祉施設等)、(4)文教、(5)中小企業及び(6)農林漁業の分野(いわゆる(1)~(6)分類)にその85%程度が配分され、残る15%についても、国民生活の安定向上の基盤となる(7)国土保全、災害復旧、(8)道路、(9)運輸通信及び(10)地域開発の分野に配分されることになっており、(11)基幹産業、(12)貿易・経済協力の分野には当てられていない。

54年度の財政投融资使途別分類表は、第3-1-19表のとおりである。

第3-1-19表 財政投融资使途別分類表(54年度当初計画)

第3-1-19表 財政投融资使途別分類表(54年度当初計画)

(単位:億円)

区 分	産業投資 特別会計	資金運用部資金			簡保資金	政府保証 債・政府 保証借入 金	合 計
		年 金 資金等	郵 貯 資金等	小 計			
(1)住 宅	—	8,400	31,658	40,058	1,692	1,287	43,037
(2)生 活 環 境 整 備	8	4,446	12,092	16,538	753	6,655	23,954
(3)厚 生 福 祉	—	5,448	672	6,120	122	—	6,242
(4)文 教	—	564	3,910	4,474	3,605	230	8,309
(5)中 小 企 業	—	3,426	23,746	27,172	1,701	200	29,073
(6)農 林 漁 業	—	1,040	7,211	8,251	277	—	8,528
(1)～(6)小 計	8	23,324	79,289	102,613	8,150	8,372	119,143
(7)国土保全・災害復旧	—	409	1,580	1,989	79	230	2,298
(8)道 路	—	730	2,814	3,544	4,960	1,478	10,002
(9)運 輸 通 信	34	2,450	9,439	11,889	1,908	3,606	17,437
00地 域 開 発	27	527	2,028	2,555	373	1,263	4,218
(7)～00小 計	61	4,116	15,861	19,977	7,340	6,577	33,955
01基 幹 産 業	22	—	3,876	3,876	100	730	4,728
02貿 易・経 済 協 力	200	—	10,201	10,201	—	100	10,501
合 計	291	27,440	109,227	136,667	15,590	15,779	168,327

大蔵省理財局調べ

- (注) 1. 「沖縄振興開発金融公庫」, 「日本開発銀行」, 「地方公共団体」等については, 財政投融资の額を, それぞれの区分に応じ, 事業規模等を基礎として配分している。
2. 年金資金等には, 厚生年金, 国民年金, 船員保険及び国家公務員共済組合の預託増加見込額を計上している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第5節 年金積立金の運用

2 年金積立金の還元融資

年金積立金の運用に当たっては、それが将来の年金給付の重要な財源として被保険者等から強制的に賦課徴収された保険料の集積であることにかんがみ、特別な配慮を加えている。上述のとおり福祉分野への重点的配分もその一つであるが、このほか還元融資制度として、毎年度年金積立金の資金運用部預託増加見込額の一定割合を年金福祉事業団、地方公共団体等を通じ病院、社会福祉施設等の整備や住宅資金の貸付けなど、被保険者等保険料拠出者の福祉向上に直接役立つ対象に運用し、それらの者の福祉の増進と生活の向上を図り、ひいては年金制度の円滑な運営に資することとしている。

54年度における年金積立金還元融資資金計画は、第3-1-20表のとおりであるが、主要な部分を占める年金福祉事業団及び特別地方債の概要は、次のとおりである。

第3-1-20表 年金積立金還元融資資金計画

第3-1-20表 年金積立金還元融資資金計画

(単位:億円)

区 分		53 年 度	54 年 度
還 元 融 資 資 金 総 額		(10,141) 10,451	(11,387) 12,020
年 金 福 祉 事 業 団	住 宅 (社 宅 ・ 分 譲 住 宅)	523	550
	療 養 施 設	160	215
	厚 生 福 祉 施 設	258	235
	被 保 險 者 住 宅 資 金 貸 付	1,963	3,327
	大 規 模 年 金 保 養 基 地	37	84
	年 金 担 保 貸 付	145	220
計		3,086	4,631
特 別 地 方	住 宅	190	140
	(賃 貸 住 宅 資 金 貸 付)	47	40
	(老 人 居 室 整 備 資 金 貸 付)	51	50
	(及 び 障 害 者 住 宅 整 備 資 金 貸 付)	92	50
	水 洗 便 所 改 造		
	病 院	1,150	1,450
	厚 生 福 祉 施 設	1,460	1,969
	(1) 社 会 福 祉 施 設 等	1,185	1,574
	(2) レクリエーション・スポーツ施設	275	395
	一 般 廃 棄 物 処 理 簡 易 水 道	2,077	1,908
小 計	5,297	5,950	
再 掲 債 務 事 業	産 業 廃 棄 物 処 理 策 道	10	10
	同 和 対 策 道	130	10
	下 水 道	730	30
	上 水 道	60	30
小 計		930	80
計		6,227	6,030
そ の 他 機 関	医 療 金 融 公 庫	431	455
	社 会 福 祉 事 業 振 興 會 計 団	249	288
	國 立 病 院 特 別 事 業 會 計 団	404	571
	公 立 防 止 事 業	54	45
	計	1,138	1,359

厚生省年金局調べ

(注) 還元融資資金総額の()内の数値は、年金福祉事業団の回収余裕金を除いたものである。

(1) 年金福祉事業団

ア 住宅(社宅,分譲住宅等),療養施設及び厚生福祉施設整備資金貸付け

厚生年金保険の適用事業主,船舶所有者,中小企業等協同組合,消費生活協同組合,健康保険組合,国民健康保険組合,厚生年金基金,日本赤十字社,社会福祉法人等に対し,これらの者が被保険者の福祉を増進するため,住宅,療養施設又は厚生福祉施設(休養施設,体育施設,教養文化施設等)を設置又は整備する場合に融資される。

貸付利率は、大企業事業主年7.65%、中小企業事業主その他の法人年7.15%とされている。なお、被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅の融資については年5.50%とされている。

54年度の事業計画額は前年度同様1,000億円が予定されている。

イ 被保険者住宅資金貸付け

被保険者住宅資金貸付制度は、厚生年金保険等の被保険者に対して直接還元融資の利益を及ぼすため住宅資金の貸付けを行うものである。この制度は、1)厚生年金保険及び船員保険の場合にあっては、事業主等を通ずる転貸又は事業主なり被保険者の組織する団体等を通ずる転貸の方式により被保険者に融資することを原則としている。貸付限度額は、被保険者期間に応じて3年以上5年未満の場合200万円、5年以上10年未満の場合300万円、10年以上15年未満の場合400万円、15年以上の場合500万円とされている。2)国民年金の場合にあっては、住宅金融公庫を通じて被保険者に融資することとしている。貸付限度額は、3年以上5年未満の場合100万円、5年以上15年未満の場合200万円、15年以上の場合250万円とされている。

また、老人、心身障害者と同居する世帯に対して、一定の割増貸付制度が設けられている。

貸付利率は年6.65%とされている。また、事業計画額は、53年度2,235億円に対し、54年度は約60%増の3,600億円が予定されている。

ウ 年金担保小口資金貸付け

厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金受給者に対し、その受給権を担保として小口資金の貸付けを行うものである。

貸付けは、一般の市中銀行等を通じて行うこととしており、貸付額は、年金額の1年半分以内の額で、かつ、115万円を限度とし、貸付利率は年7.15%とされている。事業計画額は53年度の145億円に対し、54年度は220億円が予定されている。

エ 大規模年金保養基地の設置

大規模年金保養基地は、人口の老齢化が急速に進行する中で、年金生活に入った人々が単に余生を送るだけでなく生きがいのある有意義な生活を送るのに必要な場を提供するとともに、現役の勤労者や一般の人々の健全な余暇利用にもあわせて資することを目的とし全国に11か所(第3-1-21表)設置される。各基地とも約330ヘクタール(100万坪)の用地に保健、保養のための施設、教養文化施設、宿泊施設等必要な施設を総合的に整備することとしている。

第3-1-21表 大規模年金保養基地

第3-1-21表 大規模年金保養基地

基地名	所在地	地
大沼基地	北海道	亀田郡七飯町 茅部郡森町
田老基地	岩手県	下閉伊郡田老町
南東北基地 (複合型基地)	宮城県	岩沼市
	福島県	二本松市
津南基地	新潟県	中魚沼郡津南町
中央高原基地	岐阜県	恵那市
三木基地	兵庫県	三木市
紀南基地	和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町 " 太地町
安浦基地	広島県	豊田郡安浦町
横浪基地	高知県	土佐市 須崎市
北九州基地 (複合型基地)	福岡県	八女郡黒木町
	熊本県	阿蘇郡久木野村
指宿基地	鹿児島県	指宿市

54年度においては、前年度に引き続き基本計画の策定、基本設計、実施設計、測量調査等を行うとともに一部基地の建設工事を行うこととしている。

(2) 特別地方債

特別地方債は、都道府県、市町村等の地方公共団体が厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を整備しようとする場合に行われる融資であり、融資対象施設は、住宅(1)厚生年金保険の適用を受ける中小企業の事業主又は船員保険の適用を受ける中小の船舶所有者に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅、2)地域住民が老人専用居室又は障害者居室を整備する場合の資金を地方公共団体が貸し付ける事業、3)下水道が完備している地域の既設の便所を水洗式に改造する資金を市町村が貸し付ける事業)、病院、厚生福祉施設(老人ホーム、保育所等の社会福祉施設、国民宿舎等の休養施設、体育施設、会館等)、一般廃棄物処理施設(し尿処理施設、ごみ処理施設、清掃運搬施設)、簡易水道、上下水道施設等である。

これらの融資対象事業については、毎年度所要の資金枠を確保するよう努めるとともに融資基準の改善を行い、内容の充実を図っている。54年度においては、厚生福祉施設整備事業について、身体障害者通所授産施設、心身障害児総合通園センター、ディ・サービス施設、精神薄弱者福祉ホーム及びモデル児童遊園が、一般廃棄物処理事業について埋立処分地施設が新たに融資対象施設とされたほか、各事業について附帯施設の拡大並びに融資基準単価及び融資基準面積についての所要の改善が図られている。

貸付利率は年7.15%とされている。

(3) 年金福祉事業団及び特別地方債の53年度における融資の申請及び決定の状況は、第3-1-22表 及び第3-1-23表のとおりである。

第3-1-22表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況(53年度)

第3-1-22表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況(53年度)

(単位:100万円)

区 分	申 請		決 定		
	件数・戸数	金 額	件数・戸数	金 額	
総 計	—	444,520	—	412,999	
住 宅(社宅・分譲住宅等)	482 ^件	43,078	451 ^件	39,894	
療 養 施 設	71 ^件	21,908	69 ^件	21,414	
厚生福祉施設	総 数	289 ^件	283 ^件	21,042	
	休 養 施 設	146 ^件	4,128	144 ^件	4,072
	体 育 施 設	32	5,061	30	4,952
	教 養 文 化 施 設	78	7,052	76	6,709
	給 食 施 設	23	1,338	23	1,325
	そ の 他 の 施 設	10	3,984	10	3,914
被 保 険 者 住 宅	100,898 ^戸	344,275	93,372 ^戸	317,214	
年 金 担 保	21,508 ^件	13,696	21,164 ^件	13,435	

第3-1-23表 特別地方債の申請状況及び決定状況(53年度)

第3-1-23表 特別地方債の申請状況及び決定状況(53年度)

(単位:百万円)

区 分	申 請		決 定		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
総 計	7,050	851,324	7,021	622,700	
住 宅	380	12,466	380	12,466	
病 院	1,086	295,319	1,086	125,480	
厚生福祉施設	総 数	2,943	2,914	166,109	
	社 会 福 祉 施 設	1,049	69,171	1,043	61,936
	会 館 ・ 保 健 衛 生 施 設 等	846	83,878	835	56,282
	休 養 施 設	85	10,513	76	5,639
体 育 施 設	963	58,645	960	42,252	
一 般 廃 棄 物 処 理	1,448	116,575	1,448	113,888	
簡 易 水 道	1,193	40,625	1,193	40,625	
産 業 廃 棄 物 処 理	0	0	0	0	
同 和 対 策		(13,000)		(13,000)	
下 水 道		(113,732)		(113,732)	
上 水 道		(37,400)		(37,400)	

厚生省年金局調べ

(注) 1. ()内の金額は、年金資金、他の政府資金及び公募資金と合わせて決定されたものについて年金資金分のみを計上したものである。

2. 本表は、54年3月31日現在で整理したものである。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第1節 生活保護制度の現状と動向

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

近年、年金制度等の所得保障が著しく充実されてきているが、このような中であっても生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとしてなお重要な役割を果たしており、制度の内容面においても一般国民生活の変化に対応して保護基準の上げが行われるなど、その充実改善が図られている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

1 生活保護基準の意義

保護基準は、生活保護制度によって保障される「健康で文化的な最低限度の生活水準」を具体的に示すとともに、個々の世帯が保護を必要とするか否かを判定し、更に保護が必要とされた場合にどの程度の保護を行うかを定める尺度となるものである。

この基準は、生活扶助をはじめとする七つの扶助で構成され、それらは要保護者の年齢・性・世帯構成・所在地域等の必要な事情を考慮して厚生大臣が定めることとされている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

2 生活扶助基準の改善

生活扶助基準については、従来から一般国民生活の向上の度合い等を考慮しつつ改善を図ってきており、54年度においても同様の観点から対前年度当初比8.3%の引上げを行った(第3-2-1表)。

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移

(標準4人世帯・1級地)

	実施年月日	基準額	対前回比	指数
		円	%	
第16次	35年4月1日	8,914	—	100.0
21	40 4 1	18,204	112.7	204.2
26	45 4 1	34,137	114.0	380.0
31	50 4 1	74,952	123.5	840.8
32	51 4 1	84,321	112.5	945.9
33	52 4 1	95,114	112.8	1,067.0
34	53 4 1	105,577	111.0	1,184.4
35	54 4 1	114,340	108.3	1,282.7

厚生省社会局調べ

(注) 標準4人世帯とは、35歳男・30歳女・9歳男・4歳女で構成されている世帯である。

この改善の結果、1級地(大都市及びその周辺地域)における標準4人世帯の生活扶助基準は53年度(当初)の10万5,577円から11万4,340円となり月額8,763円の増額となった。一方、高齢者や傷病、障害者等のハンディキャップ層が大部分を占め、かつ家計の弾力性の乏しい少人数世帯(単身世帯~3人世帯)についてその処遇充実を図るため、老人単身世帯(70歳男)の場合3万9,568円から4万3,044円に、老人2人世帯の場合(72歳男・67歳女)の場合は6万1,774円から6万7,103円に、母子3人世帯(30歳女・9歳男・4歳女)の場合には7万8,430円から8万5,061円にそれぞれ改善を行った。

このほか、生活扶助の範ちゅうに属する基準の改善については、1)期末一時扶助を53年度の8,140円(1級地、居宅、1人当たり)から8,820円に引き上げるとともに、入院患者日用品費、妊産婦加算、在宅患者加算等についてもそれぞれ所要の改善を行った。2)基準生活費の一定割合の額としている老齢、母子、障害者の各加算についても、老齢加算は53年度の1万800円から1万1,700円となり、母子加算、障害者加算もそれぞれ改善された。3)一時扶助関係では入学準備に要する経費の実態を考慮して、入学準備金を54年度は小学校入学時の場合2万6,000円に、中学校入学時の場合3万円にそれぞれ引き上げた。また、54年度から新たに基準看護の承認を受けていない病院等に入院している被保護者がその病状等から判断して生活のすべてに介護を要する場合、一定の条件のもとに都道府県ごとに定める額の範囲内で入院患者特別介護費を支給することができることとした。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

3 その他の扶助基準の改善

(1) 教育扶助基準

学用品等の値上り及び父兄の負担する一般世帯の児童生徒の教育費の支出状況を考慮して、基準額を小学生1,280円から1,330円に、中学生2,580円から2,670円に引き上げた。

また、学級費、生徒会費及びPTA会費等の学校納付金について、一般基準によりがたい場合、小学校で月額300円、中学校で月額400円の範囲内で基準額に上積みして支給することができることとした。

(2) 出産扶助基準

54年度における出産扶助基準の改善に当たっては、出産費用の実態を考慮し、施設分べんの基準額を6万2,000円以内に引き上げた。

なお、基準額のほかに衛生材料費(3,000円以内)と施設分べんの場合の入院に要する必要最少限度の額については別に支給することとしている。

(3) 葬祭扶助基準

葬祭費用の実態に対応して基準額を7万4,000円以内から8万円以内に引き上げた。

(4) 勤労控除

勤労による収入の認定については、労働の軽重、就労日数及び収入金額に応じて一定の控除額が定められている。このうち業種別基礎控除については生活扶助基準の改定に準じて8.3%の引上げを行いこの結果、1・2級地の場合で日雇・農業等の職種は53年度1万6,930円から1万8,330円に引き上げた。このほか、収入金種別基礎控除及び特別控除についても所要の改善を行った。更に、中学校等を卒業して新規に就労した場合に適用される新規就労控除を4,000円から6,000円に引き上げた。

厚生白書(昭和54年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

4 最低生活保障水準

被保護世帯に保障される最低生活保障水準(標準4人世帯)は,生活扶助,教育扶助及び住宅扶助に限って計上した場合,1級地で12万4,670円,3級地で10万83円となり,これに業種別基礎控除を加えると1級地14万3,000円,3級地11万7,313円となる。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

最近の保護の動向は49年度を境に被保護世帯数,被保護実人員ともに,増加傾向にあり,現在も微増傾向が続いている。

また,被保護階層の質的变化をみると,高齢者,母子,傷病・障害者などの社会的ハンディキャップを負った層が年々増加している。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

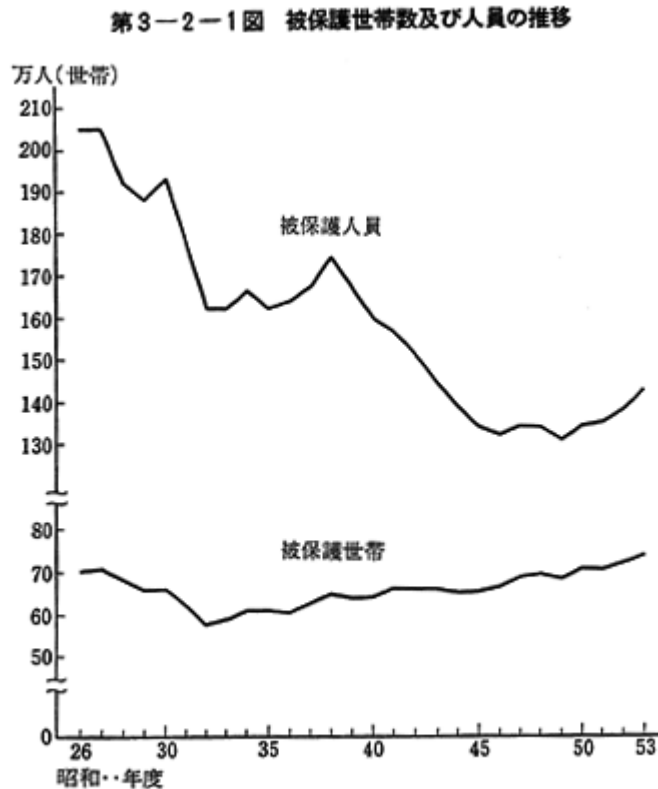
1 被保護世帯数,人員及び保護率

生活保護を受けている世帯数,人員数は53年度で73万9,000世帯,142万8,000人であり,人口1,000人当たりの被保護人員(以下「保護率(0/00)」という。)は12.4人である。

これを52年度と比較すると世帯で1万6,000世帯,人員にして3万5,000人増加している。

世帯数は,49年度の68万9,000世帯を境として増加傾向が続いている。また,人員は38年度の174万5,000人をピークに減少傾向を続けていたが,47年度に若干の増加がみられ,その後,49年度の131万2,000人まで減少した。しかし,49年度後半を境として増加傾向に転じ,50年度には134万9,000人,51年度には135万8,000人,52年度には139万3,000人,53年度には142万8,000人と増加の傾向をみせている(第3-2-1図)。

第3-2-1図 被保護世帯数及び人口の推移

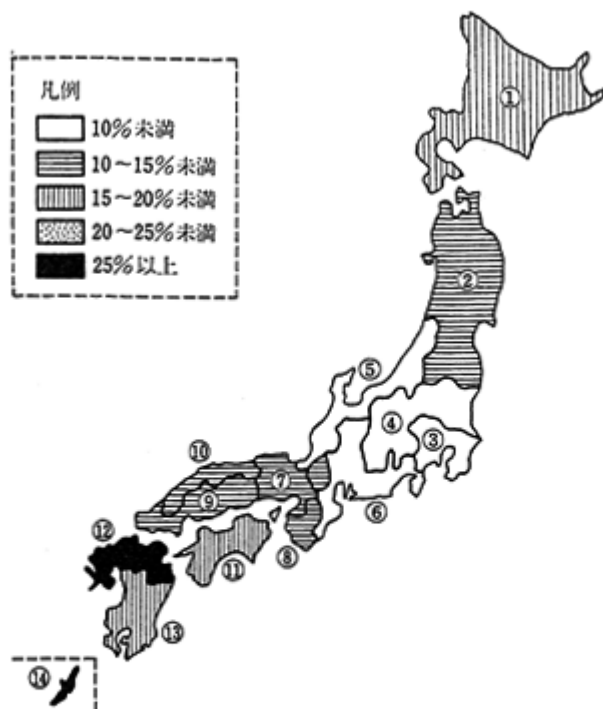


資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

次に,地域別に保護率をみると福岡県を中心とする北九州,沖縄県地域が最も高く,関東,北陸,東海,中部地域では保護率が低い(第3-2-2図)。

第3-2-2図 地域別にみた保護率(53年度)

第3-2-2図 地域別にみた保護率(53年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) 地域分布は次による。

- ①北海道、②青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、③埼玉、千葉、東京、神奈川、④茨城、栃木、群馬、山梨、長野、⑤新潟、富山、石川、福井、⑥岐阜、静岡、愛知、三重、⑦京都、大阪、兵庫、⑧滋賀、奈良、和歌山、⑨岡山、広島、山口、⑩鳥取、島根、⑪徳島、香川、愛媛、高知、⑫福岡、佐賀、長崎、大分、⑬熊本、宮崎、鹿児島、⑭沖縄

各論

第3編 所得保障の充実

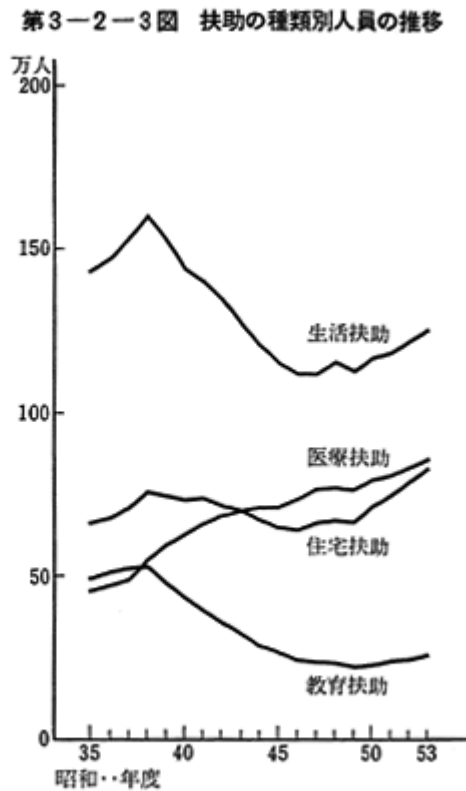
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

2 保護の種類別人員

保護の種類別人員をみると、53年度で生活扶助124万6,000人、住宅扶助82万4,000人、教育扶助25万6,000人、医療扶助84万7,000人、その他の扶助5,000人となっている。生活扶助人員、住宅扶助人員及び教育扶助人員は38年度をピークにその後減少を続けていたが、49年度を境にいずれも増加傾向にある(第3-2-3図)。

第3-2-3図 扶助の種類別人員の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

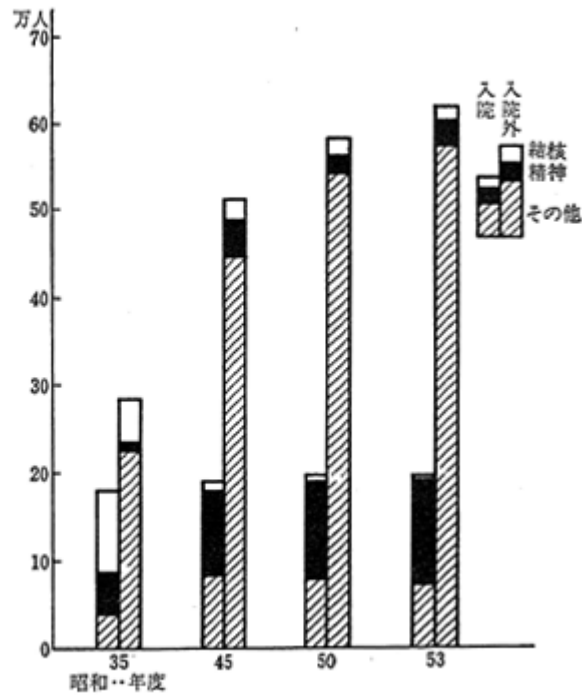
医療扶助人員の動向をみると、入院人員は39年度以降増加傾向にあり、48年度以降いったん減少傾向にあったものの、51年度からは再び増加傾向に転じ53年度には20万1,000人となった。入院外人員は全体として増加傾向にあり、53年度で64万6,000人となっている。

次に医療扶助人員を病類別にみると、最近における疾病構造の変化を反映して結核患者の減少と精神病患者の増加が著しい。精神病患者は年々増加し53年度は医療扶助人員全体の17.0%、14万4,000人に達している。特に、精神病に

よる入院患者は11万8,000人と医療扶助による入院患者の58.8%を占めている(第3-2-4図)。

第3-2-4図 医療扶助人員の推移

第3-2-4図 医療扶助人員の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

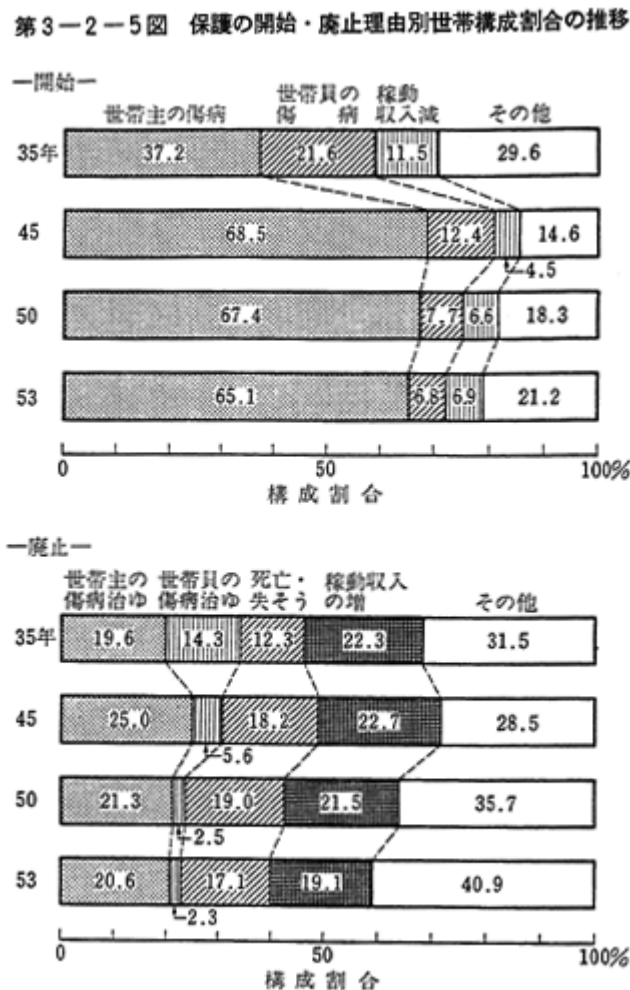
第3節 保護の動向

3 保護の開始・廃止原因

53年度中に保護を開始した世帯は20万世帯,人員にして41万8,000人である。この開始理由をみると,傷病を理由とするものが71.9%を占め52年度と同様最も多く,稼動収入の減少を理由とするものが6.9%となっている。

次に,53年度中に保護を廃止した世帯は18万7,000世帯,人員で36万7,000人である。この廃止理由をみると,傷病の治ゆを理由とするもの22.9%,被保護者の死亡・失そうによるもの17.1%,稼動収入の増加によるもの19.1%となっている(第3-2-5図)。

第3-2-5図 保護の開始・廃止理由別世帯構成割合の推移



資料：厚生省統計情報部「生活保護動態調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

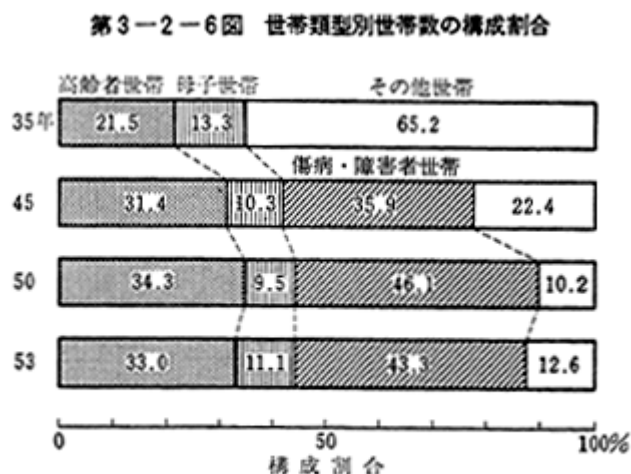
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

4 被保護世帯の世帯類型・就業状況等

被保護世帯の世帯類型をみると、高齢者世帯、母子世帯、傷病・障害者世帯が逐年増加しておりこれらのハンディキャップ層が53年度には全被保護世帯の87.4%を占めている(第3-2-6図)。

第3-2-6図 世帯類型別世帯数の構成割合

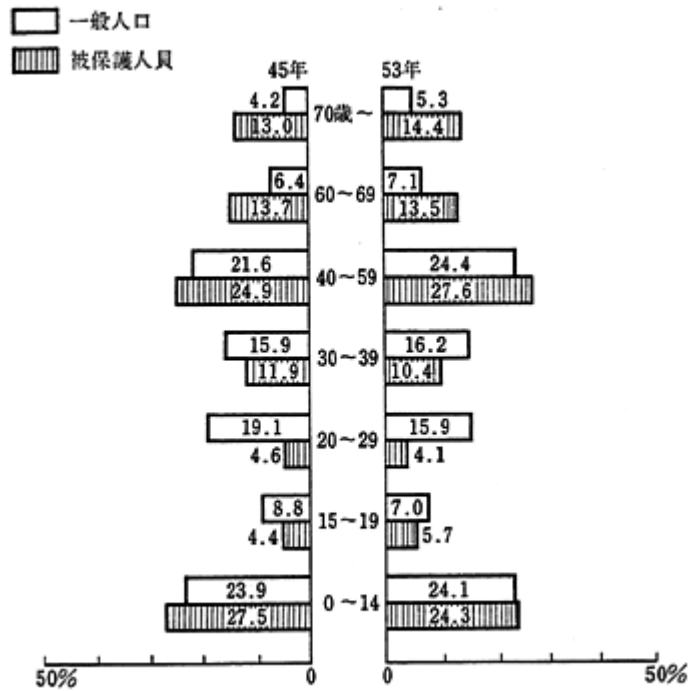


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

次に被保護人員を年齢階級別の構成割合で見ると、53年現在で15歳から59歳までの稼働年齢層が47.8%、60歳以上の高齢者層が27.9%、15歳未満の若年層が24.2%である。被保護人員に占める高齢者層の割合は一般人口構成における60歳以上の割合12.4%を大幅に上回っている(第3-2-7図)。

第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

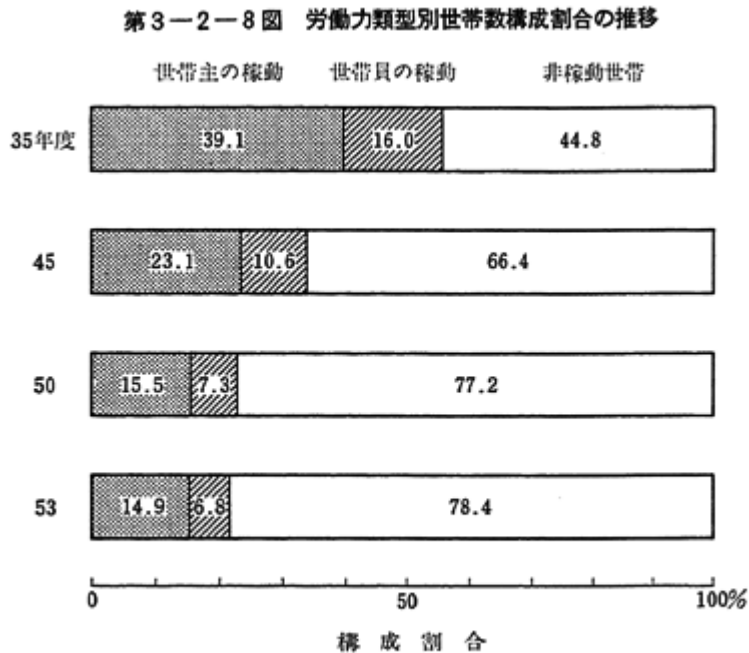
第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移



資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」
総理府統計局「国勢調査結果報告」「年齢別推計人口」

被保護世帯の就業状況をみると、稼働世帯の減少が著しく、35年度にはその割合が55.2%であったのが53年度には21.6%となっており、約8割が非稼働世帯で占められている。特に世帯主が働いて保護を受けている世帯は35年度で39.1%であったのが、53年度は14.9%と減少している。また、世帯員が働いていて保護を受けている世帯も35年度の16.0%から53年には6.8%と大幅な減少を示している(第3-2-8図)。

第3-2-8図 労働力類型別世帯数構成割合の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

厚生白書(昭和54年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第4節 保護施設

生活保護法に基づく保護施設には、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の5種類がある。

保護施設の総数は53年10月1日現在342施設であり、漸減傾向にあるが、その中で救護施設については若干増加傾向がみられる(第3-2-2表)。

第3-2-2表 保護施設の推移(各年度10月1日現在)

第3-2-2表 保護施設の推移(各年度10月1日現在)

(単位:か所)

	49年度	50	51	52	53
総数	352	349	344	343	342
救護施設	145	145	147	151	153
更生施設	15	16	17	17	16
医療保護施設	74	72	69	68	68
授産施設	81	81	79	76	77
宿所提供施設	37	35	32	31	28

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

これは、救護施設が主として単一の障害を有する者を対象とする他種の施設に比べて、様々の条件にある心身障害者を総合的に受け入れるという機能をもっており、このような施設に対するニーズが依然として存在していることのあらわれであると考えられる。

国は、保護費の負担と同様、都道府県及び市町村が支弁した保護施設の運営費の10分の8を負担している。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第1節 児童手当制度の概要

児童手当制度は、児童を養育している者に対して児童手当という現金給付を行うことによって、家計における児童養育費の負担を軽減して家庭生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成とその資質の向上に資することを目的としている。

児童手当制度は、我が国の社会保障制度の中で最も遅く、47年1月から実施に移された。支給対象となる者は、義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童を養育し、かつ、その所得が一定の限度額に達しない者である。

児童手当の手当月額は、第3子以降の児童1人につき、制度発足当初は3,000円であったが、その後の消費者物価の上昇等にかんがみ、49年10月から4,000円に、50年10月から5,000円に引き上げられてきた。

更に、53年10月分から、前年(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年)の所得について市町村民税所得割の額がない者に支給される児童手当の額が6,000円に増額され、54年の法改正によりこの額が同年10月分から6,500円に引き上げられた。また、53年の法改正で、政府が児童の健全な育成及び資質の向上に資する施設(福祉施設)をすることができることとされた。

なお、児童手当制度の基本的なあり方については、52年7月より当面の問題について中央児童福祉審議会児童手当部会において検討を行い、52年12月と53年12月に同審議会の意見具申を得たところであるが、今後も引き続き検討を行うこととしている。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第2節 児童手当制度の実施状況

(1) 児童手当の支給

52年度における支給状況は、第3-3-1表のとおりである。受給者数は54年2月末現在で被用者105万6,622人、非被用者112万1,491人、公務員25万967人、総数242万9,080人、算定基礎児童数(児童手当の支給の対象となる義務教育終了前の第3子以降の児童数)は、同じくそれぞれ118万2,244人、135万6,823人、27万4,445人、総数281万3,512人となっている。53年度支給総額は、1,719億558万円である。

第3-3-1表 児童手当支給状況

第3-3-1表 児童手当支給状況(53年度)

	受給者数	算定基礎児童数	支給額
	人	人	千円
総数	2,429,080	2,813,512	171,905,582
市町村支給分	2,178,113	2,539,067	155,484,778
被用者	1,056,622	1,182,244	70,868,349
非被用者	1,121,491	1,356,823	84,616,429
公務員分	250,967	274,445	16,420,804
国家公務員	66,975	72,830	4,388,660
地方公務員	146,973	162,090	9,728,833
公共企業体職員	37,019	39,525	2,303,311

資料：厚生省児童家庭局「53年度児童手当事業年報」

(注) 受給者数及び算定基礎児童数は、54年2月末現在のものである。

算定基礎児童数別の受給者数は、54年2月末現在第3-3-2表のとおりであり、算定基礎児童数が1人の受給者が全受給者の87.7%と圧倒的に大きな割合を占めており、49年度より増加傾向にある。なお、受給者1人当たりの算定基礎児童数は、平均1.16人となっている。

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数(54年2月末現在)

(単位：人、%)

	総数	児童1人	2人	3人	4人	5人以上
実数	2,429,080	2,129,451	240,074	42,677	11,293	5,585
構成比	100.0	87.7	9.9	1.8	0.4	0.2

資料：厚生省児童家庭局「53年度児童手当事業年報」

所得制限の限度額は、54年6月分から55年5月分までの児童手当については、6人世帯の場合(扶養親族等5人の場合)、53年の給与所得者の年間収入額で497万円である。

児童手当事業の運営については、厚生保険特別会計の中に児童手当勘定を設けて行われているが、児童手当交付金の財源は、被用者分については事業主からの拠出金に国庫負担金を加えたものを、非被用者分については、国庫負担金をもってこれにあて、この財源をそれぞれ被用者児童手当交付金、非被用者児童手当交付金として児童手当の支給事務を行っている市町村に交付しているが、市町村においても国からの交付金と都道府県の負担金に自らの負担金を加え支給費用としている。その負担割合は次のとおりである。

児童手当交付金の負担割合

	事業主拠出	国庫負担	都道府県負担	市町村負担
被用者	7/10	2/10	0.5/10	0.5/10
非被用者	—	4/6	1/6	1/6

なお、53年度における拠出金収入は、562億円であり、国庫負担金は、被用者児童手当財源分142億円、非被用者児童手当財源分564億円で総額706億円となっている。

このほか、児童手当の支給事務等を行っている都道府県及び市町村に交付する事務費財源が国庫で負担され、その額は53年度において33億円である。

事業主拠出金の53年度の徴収状況は、第3-3-3表のとおりである。また、54年度の拠出金率は、52年度と同様1,000分の1.2となっている。

第3-3-3表児童手当事業主拠出金徴収状況(53年度)

第3-3-3表 児童手当事業主拠出金徴収状況(53年度)

(単位：100万円)

	徴収決定済額	収納済額
総計	58,523	57,892
厚生年金保険関係	56,109	55,507
船員保険関係	700	670
共済組合関係	1,714	1,715

厚生省児童家庭局調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第2節 児童手当制度の実施状況

(2) 福祉施設の実施

53年度においては、福祉施設として、事業所内保育施設への助成、児童センターへの助成、児童福祉に関する総合施設(こどもの城(仮称))の設置準備等を行ったが、54年度においては、以上の事業を引き続き行うほか、新たに児童福祉に関する諸事業を行うための児童福祉協力基金の創設、総合母子保健センターの整備等についての助成を行うこととした。
